

令和2年度

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の  
報告書を受けて講じた措置（概要資料）

## 本報告書の位置付け

- 国会事故調報告書を受けて政府が講じた措置については、国会法の附則において、当分の間毎年、国会に報告書を提出しなければならない旨規定されている。

### 国会法（昭和 22 年法律第 79 号）

#### 附則第 11 項

内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律（注：東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法）の規定により送付を受けた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

### 国会事故調提言

- 提言 1：規制当局に対する国会の監視
- 提言 2：政府の危機管理体制の見直し
- 提言 3：被災住民に対する政府の対応
- 提言 4：電気事業者の監視
- 提言 5：新しい規制組織の要件
- 提言 6：原子力法規制の見直し
- 提言 7：独立調査委員会の活用

※提言 1、提言 4 の一部、提言 7 は国会に対する提言。

- 提言を受けて令和元年度までに講じた措置や現在まで継続的に講じている措置のうち、主なものの概要を「基本的な対応」として取りまとめ、その上で、令和 2 年度に講じた主な措置（※令和 2 年 4 月 1 日の措置を一部含む。）について取りまとめている。
- 本報告書は、関連する閣議決定白書で報告されている取組等を、各提言に対応する形で取りまとめている。

## 提言 2 : 政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に関係する制度についての抜本的な見直しを行う。

### 基本的な対応

- 平成 24 年 9 月に、原子力災害対策本部等を拡充するとともに、原子力防災会議を設置。同年 10 月、原子力災害時に官邸を中心とした情報収集・意思決定を行う体制を確保。平成 26 年 10 月に原子力防災に係る総合調整を一元的に担う内閣府政策統括官（原子力防災担当）を設置し、原子力防災体制を抜本的に強化。
- 13 地域それぞれの「地域原子力防災協議会」の活動を通じ、地域防災計画・避難計画の具体化等を支援。地域防災計画・避難計画の具体化・充実化が図られた地域については、同協議会において「緊急時対応」として取りまとめ、これまで川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域、玄海地域、大飯地域、女川地域及び美浜地域の 8 地域について取りまとめた。
- 平成 24 年 10 月に原子力災害対策指針を策定し、原子力災害対策重点区域（PAZ（原子力施設からおおむね 5 km）、UPZ（同おおむね 30km））、緊急時活動レベル（EAL）等を設定。国と地方の役割分担を含むオフサイト対応措置を強化。緊急時モニタリング体制や原子力災害時の医療体制を強化。

### 令和 2 年度に講じた主な措置

#### （原子力防災に関する訓練・研修）

- 新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、要員を半数以下にする等の措置を行った上での訓練の実施や、遠隔開催や人数を抑えた上で研修を実施した。

#### （原子力災害対策指針等）

- 特定重大事故等対処施設の運用開始を見据えた EAL の見直しを含めた原子力災害対策指針の改正や、令和元年度に実施した原子力総合防災訓練の教訓事項等を踏まえ、原子力災害対策マニュアルを改訂した。

#### （新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症流行下における防護措置）

- 感染症流行下における防護措置について令和 2 年 6 月 2 日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」を公表し、令和 2 年 11 月 2 日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて」を発出した。

#### （地域防災計画・避難計画の策定支援等）

- 令和 2 年 6 月及び令和 3 年 1 月に開催した原子力防災会議において、それぞれ「女川地域の緊急時対応」及び「美浜地域の緊急時対応」が原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを了承した。また、地域の緊急時対応への感染症対策を順次反映している。（泊地域、女川地域、美浜地域、大飯地域、高浜地域及び伊方地域は反映済み。）

## 提言3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急にする必要がある。

### 基本的な対応

- 除染特別地域は環境省等が、汚染状況重点調査地域は市町村が中心となって除染を実施。帰還困難区域を除く8県100市町村の全てで、平成30年3月には面的除染が完了。
- 中間貯蔵施設については、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）等に沿って事業を実施中。
- 令和2年3月までに全ての避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示を解除。避難指示解除後は、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂の要件に沿って、国と地元が一体となって帰還、復興の作業を一層本格化。さらに令和2年3月に特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除を帰還困難区域として初めて行い、これを受けてJR常磐線が全線で運転再開となった。
- 原子力損害賠償は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等に基づき、東京電力が実施。
- 「福島相双復興官民合同チーム」が被災事業者・農業者の事業再開等を支援。「福島イノベーション・コースト構想」や「福島新エネ社会構想」を強力に推進。

### 令和2年度に講じた主な措置

#### （健康管理・健康不安への対応）

- 福島県における放射線の状況や健康影響など、海外の方が抱く疑問や不安について、正確に分かりやすく発信するポータルサイト「Fukushima Updates」を令和3年3月4日に開設した。

#### （除染）

- 特定復興再生拠点区域について、6町村全てで計画に沿って、家屋等の解体・除染を実施中。
- 森林については、14地区で実施してきた里山再生モデル事業について、令和2年11月に成果や課題等の最終取りまとめを公表した。また、令和2年度以降は「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を引き続き実施している。

#### （中間貯蔵）

- 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、令和3年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の概ね搬入完了を目指し、令和2年度末までに累計で約1,055万<sup>3</sup>mの輸送を実施した。
- 福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分に向けた取組については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に基づいて、除去土壌の再生利用実証事業を実施し、再生利用の安全性等を確認した。

#### （避難指示区域の見直し）

- 令和2年12月25日の原子力災害対策本部において、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みを決定した。

#### (賠償)

- 原子力損害賠償については、令和2年度末時点で、累計約10兆0,046億円の支払が行われている。また、令和2年5月に避難指示区域内における農林業者への賠償の基本的枠組みの合意に至った。

#### (復興支援)

- 「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえた福島県の重点推進計画の変更認定及びそれを踏まえた自立的・持続的な産業発展等の取組を進めている。
- 福島新エネ社会構想については、令和3年4月に本構想の第2フェーズを迎えるに当たり、このフェーズを、再生可能エネルギーの更なる「導入拡大」と水素の「社会実装」への展開のフェーズとすることを旨し、令和3年2月に改定した。

## 提言 4 : 電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

### 基本的な対応

- 原子力規制委員会は被規制者等との面談等のルールを定め、情報公開を徹底。原子力事業者等が平成 24 年に設立した「原子力安全推進協会（JANSI）」において事業者間の相互監視体制を構築。
- 原子力産業界での連携を強化し、原子力発電所の安全性を更に高い水準で結び付けていくため、原子力事業者に加え、メーカー及び関係団体も含めた組織として、「原子力エネルギー協議会（ATENA）」を平成 30 年に設立。
- 東京電力は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原賠機構）と共同作成した特別事業計画等に基づき、組織改編などガバナンス体制の再構築を推進。「原子力改革特別タスクフォース」における危機管理の取組の「原子力改革監視委員会」による監視監督、放射線に関する全データを公開など、福島への責任の貫徹等に尽力。

### 令和 2 年度に講じた主な措置

#### （自主組織機関の取組）

- JANSI は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所、北陸電力志賀原子力発電所及び関西電力大飯発電所など、13 発電所で延べ 21 回ピアレビューを実施。（令和 3 年 3 月時点）
- また、原子力産業界の安全性向上に大きく貢献した発電所の活動について表彰を実施。

#### （原子力産業界での取組の強化）

- 安全な長期運転に向け、令和 2 年 9 月に ATENA が「設計の経年化評価ガイドライン」等を発行し、当該ガイドラインに基づく取組を原子力事業者に対して求めている。

#### （廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況）

- 処理水に関する取組については、ALPS を用いた二次処理を試験的に実施し、本試験内において全ての対象核種の分析の完了及びトリチウムを除く核種が規制基準値を大幅に下回っていることを確認した。また、地元自治体や農林水産業者などとの意見交換等を行い、風評対策や国内外への情報発信のあり方などの論点についての検討を行ってきた。さらに、令和 3 年 4 月に、第 5 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議を開催し「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を決定した。
- 使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた取組としては、1 号機においては、平成 30 年 1 月から開始したがれき撤去等を引き続き進めた。2 号機においては、オペレーティングフロア内の残置物の移動・片付け等を進めた。3 号機においては、平成 31 年 4 月から燃料取り出しを開始し、令和 3 年 2 月 28 日に全燃料 566 体の取り出しを完了した。

#### （東京電力柏崎刈羽原子力発電所における ID カード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案に対する対応）

- 令和 2 年 9 月 20 日に発生した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における ID カード不正使用事案について、原子力規制委員会は、東京電力に対し、根本的な原因分析を伴う改善措置活動の計画及びその実施結果について報告することを求め、令和 3 年 3 月 10 日に報告書を受領した。また、

令和3年1月27日に東京電力からの報告を受けて発覚した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案については、重要度、深刻度ともに最も深刻であると評価を確定し、令和2年度第67回原子力規制委員会（令和3年3月24日）において、東京電力に対し是正措置等の命令を発出することとし、改善の効果が認められるまでは、東京電力柏崎刈羽原子力発電所における特定核燃料物質の移動を禁ずる方針とした。（なお、その後、令和3年4月14日に是正措置等の命令を発出した。）



## 提言 5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

### 基本的な対応

- 平成 24 年 9 月に、関係行政機関が担っていた原子力の規制等の機能を統合し、国家行政組織法第 3 条に規定される委員会として、原子力規制委員会を設置。平成 27 年 9 月の原子力利用の安全に係る行政組織に係る「3 年以内の見直し検討チーム」による最終取りまとめでは、独立性・中立性の向上のために内閣府へ移管する必要性は見出し難いとの結論。
- 意思決定の透明性を確保し、電気事業者等との面談はルールに従って公開。毎年、原子力規制委員会年次報告を国会に報告し、公表。
- 原子力規制委員会は民間等の実務経験者や若手職員等の採用に尽力。平成 26 年 3 月に「原子力安全人材育成センター」を設置。国際機関等への職員派遣などを積極的に実施。平成 27 年 9 月の原子力規制委員会でノーリターンルールの運用方針を決定。
- IAEA の総合規制評価サービス (IRRS) や国際核物質防護諮問サービス (IPPAS) での指摘や、委嘱した国際アドバイザーの助言等から取り入れた最新の知見を踏まえて自己変革を実施。平成 28 年 4 月に、原子力規制庁に内部監査や業務改善指導等を行う監査・業務改善推進室を設置。
- 平成 29 年に示した「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換」の基本方針に基づき、原子力規制委員会委員が原子力施設を訪問し、地元関係者等と意見交換を実施。

### 令和 2 年度に講じた主な措置

#### (独立性の確保と外部とのコミュニケーション)

- 地元関係者等と意見交換を行う取組について、令和 2 年 12 月に更田原子力規制委員会委員長及び石渡委員が鹿児島県原子力防災センターにおいて、鹿児島県知事、薩摩川内市長等の地元関係者と原子力施設に関する規制上の諸問題に関して意見交換を行った。

#### (マネジメントシステムの運用と改善)

- 「原子力規制委員会第 2 期中期目標 (令和 2 年 2 月 5 日、原子力規制委員会決定)」や令和 2 年に受け入れた IRRS フォローアップミッションの指摘なども踏まえ、マネジメントシステムの継続的改善を図るとともに、原子力安全文化を育成・維持することを目的とした「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画 (令和 2 年 7 月 15 日、原子力規制委員会決定)」を策定し、同行動計画に基づく取組を開始した。

#### (原子力規制委員会の人材確保・育成)

- 原子力規制委員会は、令和 2 年度に、民間企業等からの実務経験者 21 名、新規採用者 29 名を採用した結果、令和 3 年 1 月 1 日時点の職員数は 1,013 名 (定員：1,074 名)、定員充足率は 94.3%となった。
- 原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の 5 分野からなる検査官等の任用資格のうち、基本資格を取得するための職員向けの教育訓練課程を平成 30 年度から継続して実施しており、令和 2 年度には、受講人数の増加に対応するため、カリキュラム及び指導方法の見直し等を行い、課程の改善・充実化を図った。



## 提言 6 : 原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

### 基本的な対応

- 原子炉等規制法を改正し、世界で最も厳しい水準の新たな規制を導入。平成 25 年に、シビアアクシデント対策の強化やバックフィット制度の導入等のいわゆる新規制基準を策定。最新の科学的・技術的知見等を踏まえて継続的に見直しを実施。
- 原子力規制委員会が検討会を立ち上げ、平成 26 年 10 月に「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析中間報告書」を公表し、国際社会にも発信。
- IRRS 等のミッションの受入れ、国際機関が開催する各種会合、海外機関との二国間協力の枠組み等を通じ、東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見や教訓を国際社会と共有。
- 平成 29 年 4 月の原子炉等規制法の改正により、検査制度を見直し、安全確保に係る事業者の一義的責任の徹底、規制機関による包括的な監視・評価、原子力施設ごとに行った検査結果のその後の監視・検査の継続又は強化への反映等により、より高い安全性の確保を行うこととした。

### 令和 2 年度に講じた主な措置

#### (新たな検査制度の本格運用)

- 新たな検査制度である原子力規制検査については、令和元年度までに実施した試運用を踏まえ、令和 2 年 4 月から本運用を開始した。

#### (東京電力福島第一原子力発電所事故の分析)

- 令和 2 年度においては、現場の環境改善や廃炉作業等の進捗等により事故分析に必要な現場調査が可能となったこと等を踏まえ、検討会において計 11 回の現地調査を実施した。さらに、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」において以下の検討を行い、令和 3 年 3 月に「東京電力福島第一原子力発電所 事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」を作成した。

中間とりまとめにおける主な記載事項は以下のとおり。

- ・ 2, 3 号機の原子炉格納容器の上部に設置されているシールドプラグの下面の汚染の程度が高いことが判明（安全面、廃炉作業面において重要な意味をもつもの）
- ・ 3 号機の水素爆発が非常に短時間での爆発による単一事象ではなく、多段階の事象が積み重なったものと推定 等

## 【参考】国会への提言について

### 提言 1：規制当局に対する国会の監視

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

- 1) この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
- 2) この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
- 3) この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う。
- 4) この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。

### 提言 4：電気事業者の監視

東京電力は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

- 4) 1) ～ 3) の施策の実効性を確保するため、電気事業者のガバナンスの健全性、安全基準、安全対策の遵守状態等を監視するために、立ち入り調査権を伴う監査体制を国会主導で構築する。

### 提言 7：独立調査委員会の活用

未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、本報告で今回は扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料問題等、国民生活に重大な影響のあるテーマについて調査審議するために、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関として（原子力臨時調査委員会〈仮称〉）を設置する。また国会がこのような独立した調査委員会を課題別に立ち上げられる仕組みとし、これまでの発想に拘泥せず、引き続き調査、検討を行う。